　　第２０１７００３２９０１７号

平成３０年４月１１日

各障害福祉サービス事業所等運営法人 代表者　様

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長

（　公　印　省　略　）

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例等の一部改正について（通知）

このことについて鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例等を下記のとおり改正しましたのでご承知ください。

なお、共生型障害福祉サービスに関する基準については、この度の改正に含んでいませんが、今後鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例及び同条例施行規則に規定する予定です。それまでの間は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第５２号）附則第３０条により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１８年厚生労働省令第１７１号）が当県の共生型障害福祉サービスに関する基準として適用されますので併せてご承知ください。

（担当：障がい福祉サービス担当　柏木　電話：０８５７－２６－７１９３）

記

１　改正概要

（１）鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例及び同条例施行規則の改正

ア　就労定着支援の基準を規定

イ　自立生活援助の基準を規定

　　ウ　共同生活援助のうち日中サービス支援型の基準を規定

　　エ　生活介護及び自立訓練の基準に利用者の職場への定着のための支援に係る基準を追加

　　オ　就労移行支援の基準に利用者の職場への通勤のための訓練についての基準を追加

　　カ　その他所要の改正

（２）鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の改正

福祉型障害児入所施設に関する基準を満たしているときは、指定障害者支援施設に関する基準を満たしているものとみなす特例を廃止

（３）鳥取県障害者総合支援法施行細則の改正

ア 　指定障害福祉サービス事業等の廃止又は休止の届出書（様式第３号「廃止・休止・再開届出書」）及び指定障害者支援施設の指定の辞退の届出書（様式第４号「指定辞退届出書」）の添付書類に、現に当該指定障害福祉サービス等を受けている者に係る事項を記載した一覧表を追加

イ　その他所要の改正（指定変更申請書（様式１号の２）、変更届出書（様式第２号及び３号の２）、業務管理体制整備事項変更届出書（様式第４号の３）及び指定自立支援医療機関処分届出書（様式第１６号）の改正）

（４）施行日　いずれも平成３０年４月１日

２　添付書類

（１）鳥取県公報

（平成３０年３月２７日号外第２９号及び平成３０年３月３０日号外第３９号）抜粋

（２）各改正後全文